

平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

原告第28準備書面

令和4年7月6日

東京地方裁判所 民事第50部 合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

古 川 元 晴



同

古 川 史 高



同

伊 豆 隆 義



同

川 原 奈 緒 子



同

工 藤 杏 平



同

新 森 圭



同

古 郡 賢 大



目次

(はじめに)	5
第1章 原告第15準備書面（その1：事前準備（計画）段階における責任）について	7
第1 反論（被告国第16準備書面の「第7 原告第15準備書面（その1）に対する反論」）の概要.....	7
1 原告の主張.....	7
2 被告国の反論.....	7
第2 上記反論が失当であることについて	7
1 被告国の上記反論は、その前提において失当.....	7
2 被告国の上記反論は、原告の主張を正解しないものであり失当	7
第2章 原告第15準備書面（その2）中の原告が双葉町に残留中（第1期）における責任について	10
第1 ベント実施決定に際し、合同対策協議会を開催しなかった責任について ..	11
1 反論の概要.....	11
2 失当	11
第2 ベント実施決定に際し、避難区域を拡大すべき義務を果たさなかった責任について	12
1 反論の概要	12
2 失当	12
第3 ベント実施に伴う避難に必要な情報を双葉町に伝達しなかった責任について	19
1 反論の概要	19
2 失当	20
第4 ベント実施に際し双葉町民の安全確認(避難状況確認)及び迅速、適切な救護等を行わなかつた責任について	21

1 反論の概要	21
2 失当	22
第3章 原告第15準備書面（その2）中の原告が川俣町に避難中における責任について	23
第1 応急対策実施上必要な情報の収集、活用、伝達を行わなかった責任について	23
1 全般的な反論について	23
2 S P E E D I 、環境モニタリング等に関する情報に関する反論について ..	25
第2 川俣町に避難中の双葉町に対する避難指示を行わず、原告の埼玉県への避難指示に対する支援を行わなかった責任について	29
1 反論の概要	29
2 失当	30
第3 ヨウ素剤の服用指示を行わなかった責任について	34
1 反論の概要	34
2 失当	35
第4章 原告第15準備書面（その3：原告が埼玉県に再避難3月19日以降の責任）及び原告第15準備書面（その4：同）について	39
第1 原告第15準備書面（その3）第6章第6について	39
1 反論の概要	39
2 失当	41
第2 原告第15準備書面（その3）第6章第7（被告国が加害者責任を不問に付することを目的又は内容とする応急対策等を実施したことについての責任）中の「1 長期避難者への生活支援を災害救助による支援に止めたことについて」及び「2 中間貯蔵施設の設置場所を双葉町等に押し付けたことについて」について	44
1 反論の概要	45
2 失当	45

第3　原告第15準備書面（その4）第6章第7（被告国が加害者責任を不間に付することを目的又は内容とする応急対策等を実施したことについての責任）中の「3 被告国（原賠審）が、公衆の線量限度年間1ミリシーベルトの権利性を否定し、 かつ、被告東電の無過失責任を前提とした内容の指針を定めたことについて」につ いて.....	47
1　反論の概要.....	47
2　失当・・加害者による加害者のための賠償指針.....	48
（まとめ）・・被告国の反論の総括的な評価.....	50
1　被告国の反論の要旨.....	50
2　被告国の上記反論が全て失当であること.....	50

(はじめに)

1 本準備書面の目的

(1) 本準備書面においては、原告第15準備書面（その1）～同（その4）による被告らの第二次責任（原子力災害対策上の責任）についての主張に対する被告国次の準備書面による反論が失当であることについて、原告の主張を述べる。

①被告国第16準備書面（第7）

②被告国第17準備書面（全部）

(2) なお、被告東電からは、原告の上記第二次責任についての主張に対する反論は、いまだなされていない。

2 本準備書面の概要

(1) 原告第25準備書面を踏まえた主張であること

①原告は、被告らの第二次責任についての反論に対する主張を行う前提として、原告第25準備書面において、被ばくに関する原告の従前の主張を「被ばくしない（させられない）権利」（人格権）並びにこの権利の科学的根拠である放射線の人体への影響（LNTモデル）及びこの権利を制限する許容値（告示）という観点から整理、補充して詳述しているところである。

②したがって、本準備書面における被告国の反論に対する主張は、原告第25準備書面における主張を踏まえたものである。

(2) 本準備書面の構成

原告は、被告らの責任を、①事前準備（計画）段階、②原告が双葉町に残留中の段階（第1期）、③原告が川俣町に避難中の段階（第2期）、④原告が川俣町から埼玉県に再避難後現在までの段階（第3期）、に分けて主張しているところから、被告国の反論も、これらの各段階ごとの反論となっている。

そこで、本準備書面においては、次のとおり、各章において、それぞれの段階についての被告国の反論に対する主張を行う。

第1章：事前準備（計画）段階

第2章：原告が双葉町に残留中の段階（第1期）

第3章：原告が川俣町に避難中の段階（第2期）

第4章：原告が川俣町から埼玉面に再避難後現在までの段階（第3期）

第1章 原告第15準備書面（その1：事前準備（計画）段階における責任）について

第1 反論（被告国第16準備書面の「第7 原告第15準備書面（その1）に対する反論」）の概要

1 原告の主張

原告は、「推進本部予測を前提とした複合災害対策」、「複合災害を踏まえてた防災指針の見直し」及び「複合災害を踏まえてた緊急時における予測システム等の見直し」の「緊急事態応急対策上の対応義務」があった旨主張する。

2 被告国の反論

原告の上記主張は、「長期評価の見解」について、その科学的知見としての合理性を前提とするものであると解されるものの、被告国において、「長期評価の見解」につき、従前の福島第一発電所の津波の安全性にかかる審査又は判断の基準の適合性を見直す必要が生じる科学的知見ではないと判断したことが当時の科学的知見の進展状況に照らして合理的であったものであるから、原告の上記主張は、その前提を欠くものであり、理由がない。

第2 上記反論が失当であることについて

1 被告国の上記反論は、その前提において失当

被告国には、地震調査研究推進本部の長期評価（以下「推進本部予測」という。）について、高度の注意義務の観点から、予見義務及び回避義務が課されていたとすべきことは、既に原告第24準備書面までの主張により明らかである。

2 被告国の上記反論は、原告の主張を正解しないものであり失当

（1）原子力災害対策としての事前準備のあり方

ア 原子力災害対策の要諦は「万全」の事前準備

①原子力災害対策が、発生した事態に適切に対応し得るものであるためには、どこまでの事態を予め想定して事前準備をしていたかに懸かるることは言うまでもない。

②現に、被告らの本件事故における原子力災害対策は、事前準備が極めて不十分であったことから、被告らは、事態の「想定外」の危機的状況に直面して混乱に陥り、かつ、その責任を回避するために著しく不合理で違法な対応を探らざるをえなくなったと解されるのであり、しかも、事前準備が不十分であればかかる混乱に陥るであろうことは当然に予測出来たにもかかわらず、「安全神話」を維持して対応を怠っていたのである。

イ 事前準備に関する防災基本計画の定め

①この点については、原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づき中央防災会議が定めていた防災基本計画は、その「第10編 原子力災害対策編」の冒頭において、「本編は、原子力災害対策の基本となるものである。各主体は想定されるすべての事態に対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。」と定めていた。これは、過去に起きたことがある既往の事態に対応し得るだけではなく、「想定されるすべての事態」はもとより、想定されない「不測の事態」にも対処し得るよう柔軟な体制を整備する責務を課していたということである。

②被告国及び被告東電は、推進本部予測を、既往の津波の予測ではないとして「想定外」とし、かつ、原子力災害対策についても、既往の事態ではないとして、想定外としていたが、かかる対応が是認されるのであれば、この防災基本計画の定めは無意味に帰することとなる。要するに、原子力災害の事前準備は、未然防止対策において想定すべき事態をも超える不測の事態をも想定して行うべき責務を課していたと解して初めてこの定めが意味を持つと解されるのである。

ウ 原子力災害対策はハード面ではなくソフト面が主体であり、経費負担は比較的軽いこと

①原子力災害対策としての緊急事態応急対策の内容は、原告第15準備書面（その1）第2章第1において詳述しているとおり、原子炉の危機的状況等に関する情報収集とそれを踏まえた適切な住民避難指示等の実施である。

②かかる内容は、原子力災害の未然防止が防潮堤設置等のハード面を主体としていることと対比し、ソフト面を主体とするものであり、適切に対処すれば費用負担も比較的軽く済むものである。

③したがって、未然防止対策において想定すべき事態の範囲よりも、より広範囲の事態の予測を義務付けて万全を期すこととすることには、合理性が十分に認められるのである。

エ 小括

以上、要するに、反論が、推進本部予測を「想定外」としたことの合理性、正当性をいくら主張しても、反論として失当であるということである。

（2）複合災害対策の必要性

ア 原告第15準備書面（その1）第3章第2の1（30～36頁）で詳述したとおり、複合災害が発生した場合には、あらかじめ定められている防災対策が極めて実施困難な状況に陥ることは、保安院も十分に認識していたことは、保安院が2009年に作成した「原子力災害等と同時期又は相前後してして、大規模自然災害が発生する事態に対応した原子力防災マニュアル等の作成上の留意事項（素案）」（甲ハ57）の内容からして明らかであった。現に、原告第12準備書面第4章第2の1（1）・86頁において述べたとおり、スマトラ沖地震によりインドのマドラス原子力発電所の非常用海水ポンプが水没して運転不能に陥るという複合災害の事態が発生していたのであって、複合災害の発生は当然に予測して事前準備をしておくべき事態であったのである。

イ したがって、複合災害対策は、推進本部予測の有無にかかわらず、平常時から、万が一にも自然災害が発生した場合に備えて、実施しておくべき対策であったことは明らかであり、これを怠った被告国の責任は重大である。

(3) 防災指針の見直しの必要性

ア 安全委における防災指針の見直しは、「複合災害を踏まえた」ものではない。原告第15準備書面（その1）第3章第2の2（36～42頁）において詳述しているとおり、IAEAが2005年に安全指針を制定し、緊急時における避難範囲が3～30kmとされたこと、及び当時の防災指針が定めるEPZが避難範囲を8～10kmとしているにとどまり、かつ、ERSSやSPEEDIといった緊急時における予測システムを基に判断されるものとして整備されてきたことについての懸念に基づくものであった。

イ したがって、推進本部の長期評価を抜きにしても、当然に進めるべきであつた見直しであるが、「原発絶対安全」という神話を維持し続け、頓挫していた状況下において、本件事故に至ったということであり、その責任は重大である。

(4) 緊急時における予測システム等の見直しの必要性

ア 原告第15準備書面（その1）第3章第2の3（42～49頁）において詳述したとおり、緊急時における予測システムは、EPZの根幹をなすものであり、その機能が予定どおり発揮できない事態に陥った場合には、EPZ自身も画餅に帰すこととならざるを得ないことは明らかであった。

イ そして、SPEEDIシステムは電源喪失による機能不全、環境モニタリングは複合災害による機能不全のリスクを抱えていたことは明らかであり、かかるリスクを直視すれば、推進本部の長期評価を抜きにしても、平常時からかかるリスクに備えた見直しを進めるべきであったのであり、これを怠った被告国のは重大である。

第2章 原告第15準備書面（その2）中の原告が双葉町に残留中（第1期）における責任について

被告国第17準備書面の「第1 原告第15準備書面（その2）に対する反論」中の「1 第4章「第4 被告らが実施すべき応急対策を実施しなかった責任」に

ついて」による反論の概要及びそれが失当であることは、以下のとおりである。

第1 ベント実施決定に際し、合同対策協議会を開催しなかった責任について

1 反論の概要

①国賠法1条1項の適用上違法とされるためには、その前提として、権利ないし法律上利益が侵害されたことが必要であると解される（反論①）。

②原告の主張は、上記合同対策協議会を開催すべき義務の存在を前提とするものであるが、そもそも、合同対策協議会が開催されない場合に、原告のいかなる権利ないし法律上の利益が侵害されたのか不明であり、国賠法1条1項の適用上違法とされる前提を欠いているから、当該主張に理由はない（反論②）。

2 失当

（1）反論①について・・国賠法の違法要件と損害要件の関係についての理解の誤り

原告が主張しているのは、国賠法1条の「故意又は過失によって違法に」（違法論）との要件該当性についてであり、その結果としての「他人に損害を加えたとき」（損害論）との要件についてではない。

（2）反論②について・・原災法の目的についての理解の誤り

ア　原告第15準備書面（その1）第1章第3（13～16頁）において詳述しているとおり、原災法は、「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すること」を目的とし（同法第1条）、原子力緊急事態宣言があったときは、その目的を実現する上で不可欠な機関として、合同対策協議会を組織することとしている（同法第23条。）。

イ　しかるに、被告国は、原告第15準備書面（その2）第4章（6～66頁）において詳述しているとおり、本件事故発生直後の2011年3月11日に緊急事態宣言を発出していながら、合同対策協議会を組織しなかつたため、当時双葉町町長として同町の原子力災害対策本部長であった原告は、情報を独占的に把握している被告国及び福島第一原子力発電所の事業者である被告東電から何らの情報も提供

されず、かつ、避難指示等の原子力災害対策の決定にも参画させられなかつたために、双葉町対策本部長として適切な職務執行が出来なかつた上に、自らも大量の被ばくをさせられるという被害を被つたのである。

第2 ベント実施決定に際し、避難区域を拡大すべき義務を果たさなかつた責任について

1 反論の概要

(1) 福島第一発電所事故当時、避難範囲決定の根拠とされた「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。丙ハ第89号証）における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（E P Z）の目安が十分な合理性を有すること
①防災指針におけるE P Zの目安は原子力安全委員会の専門的知見に基づいた技術的検討結果等に基づくものであること
②防災指針におけるE P Zの目安がチェルノブイリ原子力発電所事故を踏まえても十分な合理性を有するものであることが確認されたこと

(2) 内閣総理大臣による避難及び屋内退避指示がE P Zの目安を踏まえつつ状況の進展に応じて適切に行われたこと（甲イ第3号証229ページ以下）

内閣総理大臣は、合理性が認められるE P Zの目安を踏まえつつ、福島第一発電所で起きた種々の事象につき逐次報告を受け、状況が進展する都度、関係閣僚と検討を行い（反論③）防災指針における指標のほか、原子力安全委員会委員長や原子力安全・保安院次長らの専門的な意見も加味した上で、避難又は屋内退避という防護対策の選択のほか、避難及び屋内退避を指示する範囲や時機を判断していたのであるから、内閣総理大臣による避難及び屋内退避指示は適切にされたといえる。

2 失当

(1) 反論（1）について

本件当時のE P Zが合理性が欠如した状況にあったことが明らかであることは、

原告第15準備書面（その1）第3章第2の2・36～42頁において、本件事故当時の防災指針の問題点及び改訂がされなかつた理由等として詳述しているとおりであるが、補足してその要点を述べれば以下のとおりである。

ア 反論は、原災法が一般公衆を被ばくから保護することを目的とし、かつ、被ばくの許容限度は告示の定める実効線量 $1 \text{ mSv}/\text{y}$ であることを理解しない失当なものであること

①防災指針は、屋内退避及び避難の指標として外部被曝 $10 \sim 50 \text{ mSv}$ 、内部被ばくとしての小児甲状腺被ばく $100 \sim 500 \text{ mSv}$ を提示しているところ、EPZは、その下限値である外部被曝 10 mSv 及び内部小児甲状腺被ばく 100 mSv を達成することを目的とし、その目安として避難範囲につき $8 \sim 10 \text{ km}$ を提示したものに過ぎない。

②しかるに反論は、EPZの指標の上記下限値があたかも許容値であるかのように理解して、その合理性を主張しているのであり、これは、原災法が定める許容値が外部被ばくについては $1 \text{ mSv}/\text{y}$ であることを理解しないものであって、根本的に誤った違法な反論である。

イ 加えて、EPZのが目安とする避難範囲 $8 \sim 10 \text{ km}$ では、指標の前記下限値でさえ実現できない誤った目安であったこと

①反論は、防災指針の付属資料4が掲げる第3図及び第4図が避難範囲 $8 \sim 10 \text{ km}$ で指標の上記下限値が優に回避できるとしていることを、その合理性の根拠としているが、これらの図が想定している原子炉からのヨウ素の放出量は、第3図のBWR型で 2.0×10 の15乗であるのに対し、本件事故時の放出量は、原告第15準備書面（その3）第6章第1の2（13～18頁）において詳述しているとおり、被告国が推定する過小の放出量であっても、保安院 7.7×10 の17乗、安全委 6.3×10 の17乗であって、二桁以上の放出量であったことが明らかとなっている。なお、国会事故調・「参考資料」編の「参考資料4.1-1」（甲ハ170）においては、ヨウ素 131 のみで、保安院 1.6×10 の17乗、安全委 1.3×10

の17乗であり、二桁の差が示されている。

②要するに、E P Zは、現実離れの誤った過小の放出量を前提に、避難距離の目安として8～10kmを提示していたことになるのであって、その誤りは明らかであり、かつ、かかるE P Zの目安に合理性があることを前提とする反論の誤りも明らかである。

ウ E P Zは、チェルノブイリ原発事故の教訓から学ぶことを拒否した誤りを侵したものであること

①防災指針の付属資料4によれば、チェルノブイリ原発事故では放射能の「閉じ込め」機能が失われて大量の放射性物質が放出され、避難範囲は30kmにわたったが、「この事故は日本の原子炉とは安全設計の思想が異なり、固有の安全性が十分ではなかった原子炉施設で発生した事故であるため、我が国ではこれと同様の事故になることは極めて考えがたいことであり、我が国のE P Zの考え方については基本的に変更する必要はないと考える。」として、E P Zへの反映を怠っていたのである。

②しかるに、本件事故は、チェルノブイリ事故と同様のIAEAの国際原子力評価尺度7となったのであり、E P Zが、チェルノブイリ原発事故の教訓から学ぶことを拒否した誤りを侵したものであったことは明らかである。

エ 安全指針は、IAEAの国際原子力評価尺度5の米国スリーマイル原発事故と比較してE P Zの安全性がより高いとして正当化する誤りを犯していたこと

①防災指針の付属資料において、安全委は、スリーマイル原発事故が福島第一原子力発電所と同様の軽水型原子炉事故としては、今までにおける最悪の事故であるとした上で、「外部全身線量は10km地点で7mSv、8km地点で9mSv程度となり、当該区域の外側では、避難措置が必要となるような事態に至ることはないものと考えられる。」としている。

②要するに、IAEAの国際原子力評価尺度5程度の事故を想定すれば足りるとして、E P Zを正当化していたものであって、根拠も無く本件事故のような過酷

なレベルの事故は想定する必要がないと楽観視していたものであり、かつ、一般公衆の被ばく許容量が $1 \text{ mSv}/\text{y}$ であることも無視していたということであり、かかる E P Z を合理的であるとする反論が失当であることは言うまでもない。

(2) 反論（2）について

ア 反論は、原告が具体的根拠を挙げて主張する被告国の避難指示等の手続き的及び内容的な違法性については、何ら反論していないこと

（ア）原告が双葉町に残留中における被告国 の避難指示等の決定内容は、次のとおりであった。

①3月11日21時23分：緊急事態宣言の発出による3km圏内は避難、10km圏内は屋内退避とする決定をした。

②翌12日5時44分：ベント実施が難渋していることから避難範囲を10km圏内に拡大する決定をした。

③同日18時25分：1号機の建屋が水素爆発したことから避難範囲を20km圏内に拡大する決定をした。

（イ）そして、原告は、原告第15準備書面（その2）第4章（6～71頁）において、かかる避難指示の決定が、如何に当時の原子炉の危機的状況から乖離した不合理なものであって、その決定過程の手続き自体も炉規法23条及び被告国自らが定めていた原子力災害対策マニュアルに違反するいい加減なものであったかということ、並びに本来あるべき決定手続き及びその内容について、具体的な根拠を挙げて、要旨、次のとおり詳述しているところである。

a) 原子炉の危機的状況と国の避難範囲決定の状況（原告第15準備書面（その2）第4章第1・6～15頁、同第4の2・48～63頁）

①福島第一原発において、地震、津波の影響による電源喪失によって原子炉の冷却機能が失われたことにより、1～4号機について危機的状況が発生した。

②そのため、被告国（菅総理大臣）が、2011年3月11日1

9時03分に緊急事態宣言を発出し、その後、同日21時23分に、3km圏内について避難、10km圏内について屋内退避の各指示を発出するに至った。

③その後、各号機について危機的状況が深刻化し、遂に、被告東電及び被告国（国対策本部）は、同日深夜から翌12日1時30分頃までの間において、1～2号機について、原子炉の破壊を回避するための最後の手段としての、歴史上前例のないベント実施を決定とともに、直ちにその準備を開始した上で実施することとした。

④しかし、被告国（国対策本部）は、上記ベント実施決定に際しては避難区域の拡大をせず、その後1号機についてベントを優先的に実施することとしたものの、極めて困難な作業環境の中で準備が進まず、1号機爆発の危険が迫る中で、ようやく同日5時44分に至って、避難指示区域を10km圏内まで拡大する決定をした。

⑤このように、被告国（国対策本部）が、迅速、適切に当時における原子炉の危機的状況を踏まえた避難区域の拡大等の決定をしなかったのは、官邸のみで、かつ、原子炉の危機的状況及びベントに関する斑目委員長等の誤った理解や合理性が認められない助言等によるものであったということである。

⑥そして、1号機のベント実施の準備ができたのが同日9時頃で、実際にベントが実施されたのは14時30分頃であった。

b) 必要不可欠な合同対策協議会の開催手続き（原告第15準備書面（その2）
第4章第4の1・40～48頁）

①被告国（国現地対策本部）が、ベント実施決定を受けて、関係機関が一堂に会して情報を共有しつつ一体的、総合的に実施すべき応急対策を協議、決定する役割を担っていた合同対策協議会を開催すべき義務があったのに、全く開催しなかった。

c) あるべき決定内容（原告第15準備書面（その2）第4章第3・35～40頁

、同第4の2・48～63頁)

①ベント実施ということは、歴史上前例のない危機的状況に原子炉が陥っていて、従前の被告国の大PZに基づく8～10kmの程度の避難範囲の理解を前提としては到底対応できない状況にあったことが、明らかになっていたと言うことである。

②ベント実施を決定した12日1時30分頃までにおける上述の危機的状況を踏まえれば、既に、同日5時44分の避難範囲10kmへの拡大のみならず、同日18時25分の避難範囲20kmへの拡大時における危機的状況が予見可能であり、かつ、予見すべき状況にあったのであるから、その時点において、当時の被告国の大難範囲の考え方を基にしても、10km範囲のみならず20km範囲への拡大をすべきであったし、IAEAの判断基準によれば30km範囲への拡大を決定すべきであった。

d) 被ばく回避可能性（原告第15準備書面（その2）第4章第3の2（1）・37～39頁）

12日1時30分のベント実施の決定時に少なくとも10km範囲への拡大が決定されていれば、原告ら双葉町の川俣町への避難は早期に開始され、双葉町における被ばくを回避することができた。

(ウ) しかるに反論は、単に、被告国の大記決定の客観的な経緯を述べるにとどまる政府事故調最終報告の記述をそのまま引用した上で、被告国の大決定した避難範囲が大PZに即したものであることを理由に正当化しようとしているに過ぎない。要するに、原告の具体的な主張にはまともな反論をしていないのであり、反論として失当であることは明らかである。

イ 反論は、大PZが合理性を有することを前提にして、それに基づく被告国の大難範囲の決定を正当性しようとしているが、前述のとおりその前提において誤りがあること

①大PZが国際原子力評価尺度5の米国スリーマイル事故程度の事故を想定したに過ぎず、同評価7のチェルノブイリ事故クラスの事故である本件事故に対して

は到底対応し得る合理性を有していなかったことは上述したとおりであり、したがって、かかるE P Zを合理性があるものとして本件事故に対応すれば当然に合理性を欠いた対応となることは必然である。

②現に、国会事故調報告書が、「3.3.4.3) 根拠に乏しい避難区域の決定」(302頁)において、被告国の避難範囲10km及び20kmへの拡大について、次のとおり記して厳しく批判していることは、既に原告第15準備書面(その2)第4章第4の49~50頁において記述しているとおりである。

「半径10km圏内としたのは、それが防災計画上定められた防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(E P Z)の最大域であったためにすぎず、何らかの具体的計算や合理的根拠に基づく判断ではなかった。また、半径20km圏内の避難区域は、1号機の水素爆発を含む事態の進展を受け、半径10kmを超えた範囲として半径20kmという数字が挙げられ、一部の者が個人的知見に基づき大丈夫だろうと判断した結果決定されたものにすぎず、これも、合理的根拠に基づく判断とは言い難い。」

③要するに、被告国は、国際原子力評価尺度7に達するような甚大な原子力災害は我が国では起き得ないとして事前準備を怠ってきていた上に、法令や原子力災害対策マニュアルの定める合同対策協議会を開催して災害現場の自治体の意向を踏まえずに、官邸内の少人数の個人的な過去の知見のみに基づいて恣意的に避難範囲を決定していたのであるから、合理的な判断が行える状況になかったことは明らかである。

(3) 反論全体に対する補充・・避難範囲の「科学的・合理的根拠に基づく判断」の意味について

①避難範囲が科学的・合理的根拠に基づいて判断されるということは、何らかの科学的な根拠に基づく具体的な数値によって判断する、ということを意味することは言うまでもない。

②そして、防災指針は、屋内退避及び避難の指標として外部被曝10~50m

S v、内部被ばくとしての小児甲状腺被ばく 100～500 mS v を提示しているところ、EPZは、その下限値である外部被曝 10 mS v 及び内部小児甲状腺被ばく 100 mS v を達成することを目的とし、その目安として避難範囲につき 8～10 km を提示したものに過ぎないことは、上述したとおりである。

③すると、EPZによる場合であっても、避難範囲の合理性は、外部被曝 10 mS v 及び内部小児甲状腺被ばく 100 mS v を達成するということを基準として判断されるべきこととなるのであるから、原子炉から放出される放射性物質の予測量が変化すれば、それに伴って避難範囲も変化することとなるのであって、かかる変化を踏まえずに、当初の誤った予測量を基に算出された 8～10 km という数値にこだわれば、科学的根拠のない恣意的な判断とならざるを得なくなることは、当然である。

③国会事故調が、被告国の避難範囲の決定につき、「何らかの具体的計算や合理的根拠に基づく判断ではなかった」等と指摘していることは、以上のような理解を前提に、その問題点の本質を的確に指摘したものであったということができる、

④なお、避難範囲を外部被曝 10 mS v 及び内部小児甲状腺被ばく 100 mS v の達成を基準に判断することについても、一般公衆の線量限度が告示により実効線量 $1 \text{ mSv} / \text{y}$ と定められていたことから、その乖離の合理性が問題となることは言うまでもないことである。

第3 ベント実施に伴う避難に必要な情報を双葉町に伝達しなかった責任について

1 反論の概要

①原告は、合同対策協議会が開催されない場合における情報伝達の作為義務を導く根拠として条理を主張するところ、条理とは、成文法・慣習法・判例法等が欠けているときに裁判の基準となる事物の本性をいい（大阪地裁平成23年12月7日判決・判タ1391号145ページ）、法律による行政の原理の下で行政活動の直接的な根拠になるものでも、行政活動に当たる公務員においてその内容が一義的に明確なもの

のでもないから、条理のみをもって、職務上の法的義務を認める余地はない（反論①）。

②仮に、原告の主張するような関係自治体への情報伝達義務の存在を前提としても、当該義務違反により、原告のいかなる権利ないし法律上の利益が侵害されたのかは不明であり、当該主張には理由がない（反論②）。

③なお、原災法10条の通報義務は、原子力事業者の選任する「原子力防災管理者」の通報義務を定めるものであり、被告国に係る通報義務を定めるものではない（反論③）。

2 失当

（1）反論①について

ア 被告国的情報伝達義務違反の根拠は、法令等の定めに従って合同対策協議会を組織する義務を怠ったこと

①炉規法23条は、「当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。」と規定している。

②これは、緊急事態応急対策を実施する上で相互の情報を交換して共有することが必要不可欠であることを意味するものであることは言うまでもないことである。

③しかるに、被告国は、かかる合同対策協議会を全く組織しなかったのであるから、単に手続き的、形式的な違反を意味するにとどまらず、内容的に、情報共有義務違反となることを意味することも言うまでもないことである。

④したがって、被告国的情報伝達義務違反は、条理によるまでもなく、既に合同対策協議会を法令等に従って組織しなかったこと自体において発生しているのである。

イ 条理について

①条理は、被告国との関係では、国賠法上の「過失により違法に」の解釈基準に

なるということである。行政法規にその旨の明文規定が設けられていない場合であっても、条理に基づく義務が課されることは、確定した判例である（最高裁昭和37年12月28日決定刑集16巻12号1752頁）。

②なお、原告が条理による情報伝達義務の存在を主張するのは、被告国が合同対策協議会を組織しなかった場合において、それを追完する余地があったという意味においてであり、この条理による追完がなければ、合同対策協議会を組織しなかったことによる情報伝達義務違反がそのまま残ることは言うまでもないことである。

③現に、原子力災害対策マニュアル35頁には、合同対策協議会を組織する時間的余裕がない場合について、地元自治体等関係機関に対する被告国的情報伝達経路が記載されて情報提供を不可欠のものとして扱っているところである。

（2）反論②について

原告が双葉町に残留中において被ばくしたことの原因が必要な情報伝達義務違反によるものであったことは、原告第15準備書面（その2）において詳述しているとおりである。

（3）反論③について・・無意味な反論

合同対策協議会を組織することは被告国の義務であり、そのため、組織しない場合における条理上の伝達義務が発生する。一方、10条通報は被告東電の責務であるから、被告国の条理上の義務は問題とならない。

第4 ベント実施に際し双葉町民の安全確認（避難状況確認）及び迅速、適切な救護等を行わなかった責任について

1 反論の概要

①原告は、合同対策協議会が開催されない場合、条理上、ベント実施に関する情報を有する被告国及び被告東電において、「当然に安全確認等を実施すべき義務が課されていたところ、これを怠った旨主張する（原告第15準備書面（その2）第4章第4の4・66ないし71ページ）が、前記のとおり、条理のみをもって、職務上の法

的義務を認める余地がないことに加え（反論①）、

②仮に、原告の主張するような義務の存在を前提としても、当該義務違反により、原告のいかなる権利ないし法律上の利益が侵害されたのかは不明であり（反論②）、当該主張には理由がない。

2 失当

（1）反論①について

①合同対策協議会が組織されていれば、その場に双葉町等地元自治体も参集されているのであるから、自ずと双葉町の避難状況やベント実施前の安全確認は可能であったことは言うまでもない。また、そのために合同対策協議会を組織することが被告国に義務づけられていたことも言うまでもないことである。

②しかるに、被告国は合同対策協議会を組織しなかったのであるから、双葉町の避難状況及びベント実施時の安全確認は、別途に行わない限り、当然に安全確認義務違反が成立することとなることは言うまでもない。

③原告が条理による安全確認義務を主張するのは、上記の情報伝達義務についてと同様に、別途に行うことによって合同対策協議会を組織しなかったことによる安全確認義務違反を追完する余地があったということであり、それを条理という観点から主張し、かかる条理による義務さえ怠ったということを主張しているに過ぎない。

（2）反論②について

被告国が安全確認を怠ったことによって、原告が大量の被ばくをさせられ、生命、身体に危害を加えられていることは、原告第15準備書面（その2）第4章において詳述しているとおりである。

第3章 原告第15準備書面（その2）中の原告が川俣町に避難中における責任について

被告国第17準備書面の「第1 原告第15準備書面（その2）に対する反論」中の「2 第5章「第4被告らの双葉町に対する応急対策の実施状況とその責任」について」による反論の概要及びそれが失当であることは、以下に述べるとおりである。

第1 応急対策実施上必要な情報の収集、活用、伝達を行わなかった責任について

1 全般的な反論について

（1）反論の概要

ア 原告の主張

原告は 被告国において、

①「原子炉の危機的状況に関する情報」につき、双葉町役場に伝達しなかったこと

②「放射性物質等の放出、拡散状況に関する情報」につき、「事前対策の重大な不備、欠陥」により、伝送システムを利用することができず当該情報を活用できなかつたこと

③航空機モニタリングを実施しなかつたこと

④SPEEDI、環境モニタリング等に関する情報を迅速に伝達しなかつたこと

につき、「違法」である旨主張する。

イ 被告国の反論・・被告国が上記義務を負う根拠等が不明であること

①原告の上記主張は、被告国の公務員の職務上のいかなる注意義務違反により、「違法」であると主張するものであるかが不明であることに加え、仮に、原告第15準備書面（その2）第4章第4の3（1）において主張していた「ベント実施決定に伴い、直ちに合同対策協議会を開催すべき義務」ないし「条理上、双葉町等関係自治体への情報伝達の義務」を被告国の公務員の職務上の注意義務違反として主

張するものであると解しても、当該主張に理由がないことは、前記1に記載のとおりであり（反論①）、いずれにしても、上記主張に理由はない。

②なお、原告の主張によっても、原告の具体的な避難経路、方法等の詳細が明らかになっているとはいはず、更に言えば、どのような個別具体的な情報を知つていれば、いつ、どのような考えに基づき、どのような行動をとつて被ばくを回避し得たのかについて明らかになっているものとはいはず、上記主張と原告の損害との因果関係が不明であるといわざるを得ない（反論②）。

（2）失当

ア 反論①について

①反論は、原告が主張する応急対策実施上必要な情報の伝達義務の根拠を問題としているが、この義務は、原告第15準備書面（その2）第5章第4の1（96～97頁）において述べているとおり、合同対策協議会を法令等によって定められるとおりに組織し開催することによって満たされるべき義務である。

②しかし、被告国はこの合同対策協議会を全く開催しなかったのであり、被告国には、その追完という意味で、条理という観点から、当該情報を双葉町等関係機関に對し伝達すべき義務が生じていたことを主張しているのである。

イ 反論②について・・論点のすり替え

①反論は、かかる情報の不伝達と原告の被ばくとの因果関係を問題としているが、原告が問題としているのは、

- ・事前対策の重大な不備、欠陥により活用すべき情報が得られなかつたこと
- ・収集し得る情報も適切に収集しなかつたために、活用できなかつたこと

の違法性であり、被告国はこの点については何ら反論をしていないのであるから、自認しているものと解すべきである。

②なお、原告が被告国からかかる重要情報の伝達を迅速、適切に受けていれば、直ちに川俣町からの再避難は可能であったのであり、そのことによつて川俣町滞在中の原告ら町民の被ばくを回避し得たのであるから、かかる情報の不伝達と原告の被ば

くとの間に因果関係があることは明らかである。

2 SPEEDI、環境モニタリング等に関する情報に関する反論について

(1) 反論の概要

ア 文部科学省職員によるモニタリング結果の取扱いが適切であること

保安院のホームページに逐次掲載して公表していることにより、適切に行われた。

イ 米国エネルギー省が作成した放射線汚染地図の取扱いが適切であること

可能な限り速やか文部科学省のホームページに掲載していることにより、適切に行われた。

ウ SPEEDIによる予測計算結果の取扱いに違法がないこと

(ア) 被告国のSPEEDIによる予測計算結果の取扱いは指針類に沿ったものであったこと

①放出源情報が得られていない場合の仮定の単位放出量等を前提にした計算を行った予測図形は、監視を強化する方位や場所、モニタリングの項目等の緊急時モニタリング計画の策定を行うために用いることが予定されていたにすぎず、その公表を義務付ける定めも置かれていなかった（反論①）。

②福島第一発電所事故発生後、RSSからの放出源情報が入手できなくなつたために、放出源情報を用いた計算を行うことが不可能になつたものであり、そうである以上、SPEEDIを用いた予測図形を、避難や屋内退避等の具体的防護対策に用いないとしても、それはSPEEDI本来の運用方法にかなつたものといえる（反論②）。

③他方、被告国は、放出源情報が得られていない状態であつても、仮定の単位放出量等を前提にして計算を行つた予測図形を、モニタリングの優先順位を判断するための参考資料として用いているのであって、当時の被告国の対応は、原災マニュアル及びモニタリング指針に可能な限り沿つたものであつた（反論③）。

④被告国は、福島第一発電所の事故の進展に合わせ避難や屋内退避指示を出し

たのに引き続き、モニタリング結果などに基づき、自主的避難要請や屋内滞在勧告を出したり、線量評価に基づいた避難区域の指定等を適切に行った（反論④）。

（イ）仮にSPEEDIによる予測計算結果を直ちに公表していた場合、公表による弊害が生じた可能性も高かったこと

①仮に、仮定の単位放出量等を前提にした予測図形を直ちに公表していた場合には、信頼性の置けない不確実な情報によってかえって様々な弊害が生じた可能性が高い（反論①）。

②また、掲載した図は飽くまでも特定の時点におけるものにすぎず、風向きや風速等によって拡散予測の結果は随時変わっていくものである（反論②）。

③さらに、SPEEDIによる予測計算結果を直ちに公表していたとしても、これが有効適切な避難に結びついたとはおよそ評価できない（反論③）。

（2）失当

ア 反論アについて

①反論は、原告が主張する論点について全く論及しておらず、失当である。

②原告が主張しているのは、「モニタリング結果は「関係自治体にとっては自らに課された応急対策を実施する上で必要不可欠な情報であるから、本来であれば関係自治体に迅速に伝達し、必要な説明、助言等をすべきだったのに、全く行わず、かつ、被告国の応急対策に活用することもなく、単に保安院のホームページに掲載するに止めたのであり、その責任は重大である。」（原告第15準備書面（その2）105頁）ということである。

イ 反論イについて

①反論は、原告が主張している被告国の責任の論点に全く論及していない。これは、被告国が原告の主張する責任を否定できないためである解される。

②原告が主張している被告国の責任の論点は、原告第15準備書面（その2）第5章第4の3（2）ウ（ウ）b）106頁で述べているとおり、「米国エネルギー省から提供された測定値は確度の高い実測値であって、直ちに住民の避難等の応急対

策に活用すべきだったのに、被告国は全く活用しないで放置した。」「この点について、文部省科学技術・学術制作局渡辺次長ら関係幹部も「すぐ公表すれば良かった今は思うが、当時は提供データを住民避難にいかすという発想がなかった。安全委などにも伝えるべきだった。」と説明してその責任を認めている（甲ハ78）」、ということである。現に、保安院の山本主席統括安全審査官が、平成24（2012）年6月28日、当時双葉町町長であった原告に経緯を説明するとともに「政府として深く反省しているところでございます。」と謝罪してもいるのである（甲ハ77の1～2）。

③しかるに、被告国は、本訴訟においては、単に文科省のホームページに公表しただけである事実を認めた上で、「米国エネルギー省が作成した放射線汚染地図の取扱も適切に行われており、被告国の対応が合理性を欠いていたとは認められない。」と反論しているのである。自己矛盾の驚くべき反論であり、原子力災害対策本部としての被告国の責任感の欠如を如実に示す反論と言わざるを得ない。

ウ 反論ウ（ア）

（ア）反論①について

反論は、当該情報の「公表」義務を論じているが、原告が問題としているのは防災指針やモニタリング指針が定めていた「活用」義務が実行されなかつたということである。

（イ）反論②について

反論は、SPEEDIによる逆計算結果に基づく予測地図を避難等の具体的防護対策に活用しなかつたことには問題がないことを論じているが、原告が問題としているのは、

①事前対策の不備、欠陥により、SPEEDIの本来の役割である放出源情報に基づく予測地図を作成できなかつたこと

②その場合でも、逆計算結果を防災指針やモニタリング指針が定めていた「活用」義務、すなわちモニタリング計画の策定義務が実行されなかつたことである。

(ウ) 反論③について

反論は、SPEEDIによる逆計算結果を緊急時モニタリング決定等の参考資料としたことをもって足りるとするが、原告が主張しているのは、原告第15準備書面（その1）第3章第2の3（5）ア（イ）②48～49頁において、国会事故調査報告書に基づき述べたとおり、既に保安院、文科省等の関係機関は、放出源情報に基づかないSPEEDIの計算結果は使えないと判断して有効活用についての組織的な検討は行われなかつた、ということである。

(エ) 反論④について

反論は、SPEEDIによらなくてもモニタリング結果などで代用できて問題はなかつたかのように論じているが、原告が主張しているのは、原告第15準備書面（その1）第3作用第2の3（2）ア44頁、及び同（3）ウ②47頁において述べているとおり、SPEEDIが、本件事故前には防災指針やモニタリング指針において避難指示等の住民の防護対策の検討のための重要なツールとして位置づけられ、平成22（2010）年度までに約120億円もの国費を費やしていたのに、事前対策の不備、欠陥により全く有効活用できなかつたことの違法性についてである。

エ 反論ウ（イ）

(ア) 反論①について

①反論は、SPEEDIによる予測には、その放出量の仮定が過大であっても過少であっても避難範囲を判断する上で問題があつたとして、活用しなかつたことを正当化しようとしている。

②しかし、かかる反論を前提としても、被告国の事前対策の不備、欠陥により放出源情報の実測値を得られなくなつたために本来のSPEEDIの機能を有効に活用できくなつたことの責任が免責されるわけではないことは、言うまでもない。

③加えて、原告第17準備書面第2の2（2）17～19頁において岩崎論文（甲ハ128）に基づき述べているとおり、かかる反論は、危機的状況下における

情報には常に不確実性が伴うという現実を直視しないものであり、かつ、かかる不確実性については安全側に立って放出量が多い側の仮定値を基に判断し、有効活用すべきことは危機管理の要諦であることを理解しない空論に過ぎない。

④被告国は、事前対策の不備、欠陥により放出源情報の実測値を得られなくなつたことの責任を回避するために、SPEEDIが本来的に有する諸々の重要な機能を貶めることを意図した反論をしているものと言わざるを得ない。

(イ) 反論②及び③について

①反論は、風向きや風速が変化することを理由に、特定の時点における拡散予測は当該特定時点においてしか活用出来ないとして、活用しなかったことを正当化しようとしている。

②しかし、風向きや風速が時々刻々と変化することは当然のことであり、かつ、被告国は、かかる変化を前提に SPEEDI を避難範囲の判断上の重要なツールと位置づけていたのである。

③加えて、風向きや風速が時々刻々と変化することから拡散方向を的確に予測することができないということであれば、如何なる方向に変化しても被ばくしないように、同心円的に遠方に避難範囲を拡大すべきであることは言うまでもないことである。的確に予測ができないから避難範囲を拡大せずに被ばくさせてもわないという論理は、人命軽視の暴論であり、原子力災害対策の在り方としては違法と解すべきである。

③被告国が、本件事故後にかかる反論をすることは、自己矛盾の反論であり、事前対策の不備、欠陥の責任を回避することを意図した反論と解さざるを得ない。

第2 川俣町に避難中の双葉町に対する避難指示を行わず、原告の埼玉県への避難指示に対する支援を行わなかった責任について

1 反論の概要

(1) 川俣町に避難中の双葉町に対する避難指示を行わなかったことに責任はない

こと

福島第一発電所事故当時、避難範囲決定の根拠とされた防災指針におけるE P Z の目安が合理性を有するものであり、かつ、内閣総理大臣による避難及び屋内退避指示がE P Z を踏まえつつ状況の進展に応じて適切に行われたものである（反論①）。

（2）原告の埼玉県への避難指示に対する支援を行わなかった責任の根拠及び内容が不明であること

原告の上記②の主張についてみると、埼玉県に避難指示する原告に対して「支援」をしないことの責任を指摘するものの、いかなる根拠に基づくいかなる意味での「支援」なのか、その具体的な内容ないし作為義務の内容も不明であり、およそ失当である（反論②）。

2 失当

（1）反論①について

ア 反論は、一般公衆の被ばく許容値が告示において実効線量 1 mSv/y と定められていることを理解しない失当なものであること

①反論は、原災本部が平成23年3月15日午前11時に単に従来の屋内退避の範囲を20km以上30km圏内に拡大するに過ぎない決定をし、その後同年4月22日まで何らの決定もしなかったことについて、避難範囲決定の目安として合理性を有するE P Z を踏まえつつ状況の進展に応じて適切になされたとしている。

②しかし、かかる反論が、一般公衆の被ばく許容値が告示において実効線量 1 mSv/y と定められていることを理解しない失当なものであることは、既述のとおりである。

イ E P Z の考え方は既に破綻していたこと

a) 1～4号機についての危機的状況と放射性物質の放出状況の推移について（原告第15準備書面（その2）第5章第1・71～84頁）

① 1～4号機については、各原子炉の危機的状況への対応が困難を極める中で、高圧注水系（I C, R C I C 及び H P C I）が停止した後の低圧注水系への移行対策及び各原子炉に設置されている核燃料プール（S F P）への注水対策が、同時並行的に問題となっていた。そして、高圧注水系は、1号機が既に停止していた上に、3号機が13日2時42分、2号機が14日13時25分にそれぞれ停止するに至り、かつ、各号機のS F Pについても水位が確認できない等により対応困難な状況が続いていた。

② 原子炉の低圧注水系への移行については、いかに早く消防車による代替注水を行えるかにかかっていたが、各号機の代替注水への移行は難航を極め、その過程において、まず1号機建屋が爆発したことは前述のとおりであり、2～4号機についても、14日11時01分に3号機建屋爆発、15日6時10分頃に4号機建屋爆発、同日11時25分には2号機格納容器の大破損等が次々と発生するなど危機的状況が深刻化していた。

b) 福島第一原発からの放射性物質の放出、拡散による川俣町等の汚染状況について（原告第15準備書面（その2）第5章第2の1・84～88頁、同第4の3（2）イ・102～103頁）

(a) 川俣町の汚染状況が、3月14日夕刻には既に公衆の線量限度年1ミリシーベルトを大きく超えていたことは、次のデータから明らかであった。

①原告の線量計による測定値（3月14日夕刻）

②福島県公表の「川俣町内環境放射能測定結果（第126報）」（4月5日～8月2日の測定数値）

③被告国（安全委）が公表したS P E E D Iによる逆推定計算の結果

・内部被ばく：1歳児甲状腺等価線量（3月12日6時～3月24日0時の積算量）

・外部被ばく：積算線量（同上）

④米国が公表した米国エネルギー省による空中測定結果（3月17日～19日

に測定)

(b) 上記データだけであっても、避難範囲を川俣町まで拡大すべき状況にあったことは明らかであるが、被告国が原子力災害対策の事前準備を適切に実施していれば、避難範囲決定に必要な情報は十二分に得られていたことは明らかであり、また、当時の不十分な事前準備状況下においても、3月12日に文科省が予定していた防衛省のヘリコプターによる航空機モニタリングが、連絡の行き違いにより実施できなかつたこと等被告国が収集可能な情報さえ収集していなかつたのであって、かかる収集可能な情報を収集していれば避難範囲決定に必要な情報は十二分に得られたことは明らかであり、その責任は重大である。

c) 被告国からの避難指示は以下のとおりであつて、川俣町には及ばない範囲の避難等指示に過ぎずなかつたこと（原告第15準備書面（その2）第5章第2の2・88～89頁）

- ① 1号機建屋の爆発後の3月12日18時25分に20km圏内避難指示
- ② 4号機建屋爆発後の3月15日11時00分に20km～30km圏内屋内退避指示

d) 川俣町からの再避難の必要性が明らかであったこと（原告第15準備書面（その2）第5章第2の1（2）イ・88頁）

14日の時点において、既に川俣町における汚染状況は上記のとおりであった上に、原子炉1～4号機の危機的状況が同時並行的に進行していて、今後更なる爆発的事象が起きるかも知れない深刻な状況下にあったのであるから、住民を被ばくから守るためにには、川俣町から再避難すべき状況にあったことも明らかである。

e) 小括・・E P Zの考え方は既に破綻していたこと

①以上は、要するに、1号機のみならず2～4号機までもが危機的状況に陥るという前例のない危機的な事態が発生していたということであり、従前のE P Zが目安とする避難範囲8～10kmでは、E P Zが目的とする屋内退避等の指標の下限値（外部全身被ばく10mSv、小児甲状腺等価線量100mSv）でさえ実現

できない誤った目安であったことが、明らかになっていたということである。

②E P Zの誤りは、現に、被告国も、3月12日18時25分に避難範囲を20km圏内にまで拡大せざるを得なくなっていたことによって顕在化していたが、その後の4号機爆発を踏まえての15日11時00分の範囲の決定は、20～30km圏内の屋内退避の決定にとどまったのであり、当時の危機的状況や川俣町の汚染状況を踏まえない非合理的なものであったということである。

③原災本部としては、E P Zが目的とした指標の下限値を維持するのであれば、それを根拠にして、その時点において得られていた実測値等を基に、合同対策協議会の緊急事態対応方針決定会議における決定を経て、避難範囲を決定すべきであったのであり、その場合には、川俣町を含む広範囲の区域に避難指示が拡大されたことは明らかである。

④しかし、原災本部は、そのような根拠もなく、合同対策協議会の決定も経ずに、恣意的な判断をしてたに過ぎないことは、国会事故調報告書3.3.4.1) d (301頁) が、「斑目委員長からの、避難区域の拡大ではなく屋内退避を行うべき、との助言に基づいて発出されている」と指摘しているとおり、実測値等の合理的な根拠に基づくものではなかったのである。

(2) 反論②について

ア 被告国が責務を負う「支援」の根拠及び内容

①原災法は第4条において被告国の責務、第5条において地方公共団体の責務を規定し、かつ、第23条において、それぞれの緊急事態応急対策について相互に協力するために合同対策協議会を組織することを義務づけている。

③被告国がかかる原災法の規定を遵守して合同対策協議会を開催していれば、双葉町災害対策本部長としての原告の埼玉県への避難指示は、被告国の原災本部等の協力の下に、より迅速適切に実施されていたであろうことは、明らかである。

イ 反論は、被告国の「支援」の根拠及び内容が不明であるとするが、原災法の根幹的な規定である上記規定を正解しない反論であり、失当である。

第3 ヨウ素剤の服用指示を行わなかった責任について

1 反論の概要

(1) 安定ヨウ素剤の予防服用に係る指示は、原子力災害対策本部長等の裁量に委ねられている（反論①）。

(2) 安定ヨウ素剤の予防服用は、防護措置の中でも避難の補完的位置付けとされていたところ、優先されるべき避難指示は適切になされていた（反論②）。

(3) 仮に、安定ヨウ素剤の予防服用に係る指示に遅れがあると評価されたことがあったとしても、当該指示に至るまでの間に安定ヨウ素剤の服用についても、次に挙げる事由により必要な検討が行われ、可能な限り適切な措置も講じられていた（反論③）。

①原子力安全委員会は、平成23年3月13日、ERC（経済産業省緊急時対応センター）に対し、スクリーニングレベルが1万cpmを超えた者に投与すべきことを記したコメントを送付した（ただし、同コメントは現地対策本部には伝わらなかった。）（事由①）。

②同月14日には、福島県が全身除染のスクリーニングレベルを当時の1万3000cpmから10万cpmに引き上げるとの意向を知って検討を行い、1万3000cpmが全て内部被ばくのヨウ素によるものであるとすると、安定ヨウ素剤投与の基準値となる等価線量100ミリシーベルトに相当するとの安全側に立った仮定のもと、「スクリーニングの基準値は、10万cpmに上げず、現行のまま1万3000cpmに据え置いた方がよい。」との助言をERCに行った（事由②）。

③さらに、原子力安全委員会は、同月15日、「避難範囲（半径20km以内）からの入院患者の避難時における安定ヨウ素剤投与について」を発出し、ERCを通して現地対策本部に対し、入院患者が避難する際に安定ヨウ素剤を投与すべき旨を助言し、そして、同月16日には、「避難範囲（半径20km以内）の残留者の避難時における安定ヨウ素剤投与について」を発出し、20キロメートル圏内の残留者一般についてその避難の際に安定ヨウ素剤を投与すべきである旨の助言を行った（ただし

、後者については対象者がいないことが確認済であるとの福島県の判断で措置は講じられなかった。) (事由③)。

2 失当

(1) 反論①について

①反論は、原災法に安定ヨウ素剤服用に係る具体的な規定が設けられていないことを理由に、「防災基本計画及び防災指針等に基づく原子力災害対策本部長等の適切な裁量に委ねられている」とする。

②しかし、防災指針は、「周辺住民等に対する防護対策としての安定ヨウ素剤の服用については、「原子力災害時における安定ヨウ素剤予防服用の考え方について」(平成14年4月原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会)によるものとする。」と定めており、かつ、この文書(甲ハ82)において、服用の判断基準として、線量による基準を小児甲状腺等価線量の予測線量 100mSv とすることが示されていた。

③したがって、被告国には、この基準に基づいて服用指示をすべき責務が課されていたのであって、この基準を合理的な理由もなく恣意的に変更することは、許容されていなかつたと解すべきである。

(2) 反論②について

①「避難指示が適切であれば安定ヨウ素剤の予防服用は不要」といい得るために、安定ヨウ素剤の予防服用を不要ならしめるだけの避難指示が行われていることが必要である。

②しかし、被告国(被告国対策本部)の第1期及び第2期における避難範囲等の決定は、避難指示を最大 20km 圏内、屋内退避を最大 30km 範囲にとどめたものであり、かつ、それが原子炉の危機的状況や実際の汚染状況から乖離した合理性のない恣意的な判断によるものであったことは、既述のとおりである。

③そして、原告第15準備書面(その2)第5章第4の5(3)113~115

頁において詳述しているとおり、川俣町は服用基準に達していたのに何らの服用指示がなく、かつ、合同対策協議会も全く開催されなかつたのである。

（3）反論③について

ア 服用については線量基準と共に服用時期についての判断も不可欠であり、原告が双葉町災害対策本部長として町民に服用指示をしたのは3月13日であったこと

①服用の線量基準が小児甲状腺等価線量の予測線量 100mSv とされていたことは上述のとおりであるが、さらに、服用時期についても、放射性ヨウ素が体内に取り込まれる24時間前から直後までに服用すると放射性ヨウ素の甲状腺への集積を90%以上抑えるが、24時間以降の服用になると阻止率は10%以下になるとされていた（原告第15準備書面（その2）第5章第4の5（2）イ113頁）。

②そして、第2期における原子炉の危機的状況と放射性物質の放出状況の推移並びに川俣町の汚染状況及び被告国の避難指示等については、原告第15準備書面（その2）第5章第1～第2（71～89頁）において詳述しているとおりであつて、原告が川俣町に避難した頃には既に川俣町も広範囲に小児甲状腺等価線量の予測線量 100mSv に達していたことが種々の測定値からも明らかになっていた。

③そこで、原告は、原告第15準備書面（その2）第5章第3の3（2）（93頁）において詳述しているとおり、川俣町に避難した3月12日の翌日13日には、被告国からの服用指示が出ていない状況下において、当時の原子炉の危機的状況及び原子炉からの放出状況等を踏まえて、原告の責任において、服用指示を出したのである。

④一方、服用指示を出すべき被告国は、原告が川俣町に避難中、一切指示を出さなかつたのであり、その違法性は明らかである。

イ 反論は、「必要な検討が行われ、可能な限り適切な措置も講じられていた」として責任を否定するが、適切な措置として挙げる事由①～事由③は全く正当化の事由にはなり得ないものであったこと

（ア）事由①について

①事由①は、安全委が3月13日に、原災本部のERCに対して1万c p mを超えた者に投与すべきことを助言したとするものであるが、服用指示を出すべきは原災本部であり、かつ、ERCは現地対策本部には伝えなかつたために、安全委の助言は実現されなかつたのである（国会事故調報告書4.4.2.2）a・409～410頁）。

②要するに、原災本部はその責任を果たさなかつたということである。

（イ）事由②について

①事由②は、安全委が「スクリーニングの基準値は、10万c p mに上げず、現行のまま1万3000c p mに据え置いた方がよい。」との助言をERCに行ったとするものである。

②しかし、ERCは、「そのような文書を授受した人を見付けられない」としている（国会事故調報告書410頁及び註192）とおり、原災本部はこの助言に従つた指示を出していないのである。

③加えて、その後の3月19日、安全委は、「緊急被ばく医療のスクリーニング基準について」と題する文書（甲ハ171）を発出して、10万c p mへの引き上げることを助言するに至っている。服用基準がスクリーニング基準と連動していたところから、小児甲状腺等価線量の予測線量100mSvを服用基準とする防災指針の指標も連動して変更されてしまったものと解される。

（ウ）事由③について

①事由③は、安全委が16日には「20キロメートル圏内の残留者一般についてその避難の際に安定ヨウ素剤を投与すべきである旨の助言を行つた」とするものである。

②しかし、何故に「20キロメートル圏内の残留者一般」だけに対象を限定したのかの根拠が問われるところ、小児甲状腺等価線量の予測線量100mSvという服用基準がその圏内にとどまらず、川俣町を含めた広範囲に及ぶ可能性があることは既に明らかになっていたのであるから、誤った限定であったと解ざるを得ない。

(4) 小括

ア 被告国（国対策本部）は防災指針に定められた服用基準に基づいた服用指示を合理的な根拠もなく行わなかったこと

①反論は、以上の安全委の助言等を理由に「仮に、安定ヨウ素剤の予防服用に係る指示に遅れがあると評価されることがあったとしても、当該指示に至るまでの間に安定ヨウ素剤の服用についても、必要な検討が行われ、可能な限り適切な措置も講じられていた」として、「原子力災害対策本部長等の判断が不合理なものとはいえない」としている。

②しかし、原告が主張しているのは、安全委の責任ではなく、原子力災害対策本部の責任である。服用指示は被告国の原子力災害対策本部の責務とされていたのであって、反論によても、安全委の助言が原災本部の服用指示に反映されたことはないのであり、失当な反論である。

③加えて、安全委の指示は、上述のとおり、「遅れ」ていたのみならず、「不適切」であり、「必要な検討」も「可能な限り適切な指示」もされていないものであつたことは明らかである。

イ 被告国（国対策本部）が、原災法により組織することとされていた合同対策協議会を全く開催せずに服用指示の要否、時期等を決定していたことが、被告国の服用基準違反の本質的な要因であったこと

①被告国は、原災法を受けて原子力災害対策マニュアルを定めていたが、そこでは、合同対策協議会の緊急事態対応方針決定会議において最重要事項の調整を行うとし、安定ヨウ素剤予防服用指示の検討は合同対策協議会の機能グループである医療班の所管としていた。

②この決定会議では、被告国の原子力災害現地対策本部長等の関係機関、原子力事業者（取締役本部長クラス）、関係都道府県及び関係市町村の（現地）災害対策本部長等が構成員とされていたのであるから、構成員一同が参集して必要な情報を共有して服用指示の要否、時期等について検討していれば、国会事故調4.4.2.

2) (409~413頁)が

- a 届かなかった服用指示
- b 指示を出さなかった県知事
- c 服用を指示した市町村
- d 配布のみ実施したいわき市と楢葉町
- e 配布・服用を実施しなかった30km圏内の市町村

の各項目で指摘しているような関係機関がそれぞれ限られた情報のみを頼りにばらばらな対応をするという弊害は回避できたのであり、また、かかる弊害を回避するために合同対策協議会を組織するものとされていたのである。

③要するに、被告国（国対策本部）が、原災法により組織することとされていた合同対策協議会を全く開催せずに服用指示の要否、時期等を決定していたことが、被告国の服用基準違反の本質的な要因であったということである。

第4章 原告第15準備書面（その3：原告が埼玉県に再避難3月19日以降の責任）及び原告第15準備書面（その4：同）について

第1 原告第15準備書面（その3）第6章第6について

1 反論の概要

被告国第17準備書面の「第2 原告第15準備書面（その3）に対する反論」中の「1 第6章「第6 被告国が『1ミリシーベルト』の権利性を否定する応急対策を実施したことについての」責任・・『1ミリシーベルト』権利性の超法規的（違法）な否定」について」による反論の概要是、以下のとおりである。

(1) 原告第15準備書面（その3）第6章第6中の「1 避難基準の20mSv/y化と1mSv/yの権利性を否定する応急対策の実施」及び「2 20mSv/y以下の区域への帰還の強制、促進政策の実施」について

①原告の上記主張は、1ミリシーベルトを超える「被ばくをしない（させられない）権利」を前提として、被告国が年間積算線量20ミリシーベルトをもって避

難指示区域等の指定ないし解除の基準としている点につき「違法」である旨主張するものであるところ、被告国第16準備書面第1の1（2）（1ないし7ページ）のとおり、そもそも、1ミリシーベルトを超える「被ばくをしない（させられない）権利」が国賠法の救済を得ることができる権利ないし法的利益とはいえないものであること（反論①）に加え、

②被告国が年間積算線量20ミリシーベルトをもって、避難指示区域等を指定したり、解除したりする基準としている点は、平成23年3月21日のICRPによる勧告を踏まえ、2007年勧告の緊急時被ばく状況の参考レベルである20～100ミリシーベルトの下限値を適用することが適切であると判断して決定した基準であり、その基準が合理性を有することは被告国第13準備書面第4の4（37及び38ページ）のとおりであるから（反論②）、当該基準の不合理性を前提とする原告の上記主張には理由がない。

③また、当該基準に従って内閣総理大臣による避難及び屋内退避の指示が状況の進展に応じて適切に行われたことは前記第1の1（2）ウで述べたとおりであり（反論③）、いずれにしても、原告の上記主張には理由がない。

（2）原告第15準備書面（その3）第6章第6中の「3 初期の被ばく放射線量の測定等・・低線量被ばくリスクの無視」について

①原告の上記主張は、「1mSv/yの権利性を含めて低線量被ばくリスクを無視する共通の意図」のもとに、被告国及び福島県が初期の被ばく放射線量の測定等につき、意識的に不十分に実施したことを前提とするものであるが、前記（1）イのとおり、1ミリシーベルトを超える「被ばくをしない（させられない）権利」が国賠法の救済を得ることができる権利ないし法的利益とはいはず（反論①）、

②被告国第15準備書面第2の2（2ないし5ページ）のとおり、100ミリシーベルト以下の低線量の放射線被ばくによる健康への影響が実証されているものではないこと（反論②）に加え、

③前記第1の2（1）ウ（14～20頁）のとおり、初期の被ばく線量の参考

となる緊急時モニタリングが適切に行われていること（反論③）からして、原告の上記主張には理由がない。

（3）原告第15準備書面（その3）第6章第6中の「4 健康診断等の医療対策としての「県民健康管理調査」・・・低線量被ばくリスクの無視」について

①原告の上記主張は、「 100 mSv/y 以下の被ばくリスクを過小評価し無視することによって 1 mSv/y の権利性まで否定」したことを理由として、「自らが定めた助言等の責務に違反」する旨述べるもの、前記（1）イのとおり、1ミリシーベルトを超える「被ばくをしない（させられない）権利」が国賠法の救済を得ることができる権利ないし法的利益とはいえず（反論①）、

②被告国第15準備書面第2の2（2ないし5ページ）のとおり、100ミリシーベルト以下の低線量の放射線被ばくによる健康への影響が実証されているものではない（反論②）から、原告の上記主張には理由がない。

③また、原告は、アンド・グローバー氏の報告書について言及するところ、この報告書は、独立資格に基づく特別報告者としての個人的見解を示したものであり、国連人権理事会の見解を示したものではない（反論③）。もとより、同氏は、放射線に関する専門家ではないと解される上、同報告書中には放射線に関する事実誤認も散見される（反論④）。被告国は、ウェブページにおいて、同報告書の事実誤認に対する政府のコメントを国民に広く公開するとともに、同氏の年間1ミリシーベルトの放射線被ばくに対する健康影響への考え方が科学的根拠に乏しく、その考え方を受け入れることはできないことも科学的見地から指摘している（反論⑤）。

2 失当

（1）1ミリシーベルトを超える「被ばくをしない（させられない）権利」が国賠法の救済を得ることができる権利ないし法的利益とはいえないものであるとの反論（上記1（1）の反論①、上記1（2）の反論①及び上記1（3）の反論①）が失当であることについて

①一般公衆には人格権として被ばくしない権利があり、炉規法に基づく告示がその権利を制限する数値として定める実効線量1ミリシーベルトを超える被ばくは権利侵害となる、というのが原告の主張であり、かつ、かかる意味での権利を原告は「1mSv/yの権利性」と称していることは、これまでに繰り返し述べてきていたとおりである（原告第27準備書面第1章第1参照）。

②したがって、実効線量1mSv/yを超える被ばくをさせることがこの権利を侵害することとなり、国賠法の定める「損害」に該当することは言うまでもないことである。

③被告国の反論は、原告が主張するかかる意味での「1mSv/yの権利性」を否定することを前提としたものであり、かつ、それが失当であることは、次に述べるとおりである。

(2) 被告国が年間積算線量20ミリシーベルトをもって、避難指示区域等を指定したり、解除したりする基準としていることには合理性があり、当該基準に従って内閣総理大臣による避難及び屋内退避の指示が状況の進展に応じて適切に行われたとの反論（上記1(1)の反論②及び反論③）が失当であることについて

ア 反論が避難指示等の基準に合理性があるとする理由が、1mSv/yの権利性を否定し得ることを根拠としていること

①当該権利性が否定できない場合には、原災法上の緊急応急対策としての避難指示は、この権利を保護することを目的としたものでなければならないこととなる。

②したがって、その数値を1mSv/yを超える20mSvと定める場合には、この権利との整合性が問われることとなるが、反論がこの1mSv/yの権利性を否定し得ることを前提としたものであることは、反論自体から明らかである。

イ 反論の考え方が破綻していて失当であることは原告第25準備書面において詳述しているとおりであり、その要点は次のとおりである。

(ア) 反論は、次の論理によっている。

①1mSv/yの権利性の科学的根拠である放射線の人体への影響につき、I

C R P を誤用して、1 0 0 m S v 以下の低線量被ばくの人体への影響は実証されておらず、L N T 仮説は実証されていない単なる仮説に過ぎない（反論①）。

②炉規法に基づく告示は、公衆の線量限度を実効線量 $1 \text{ mSv} / \text{y}$ と定めているが、これは平常時の線量限度を定めたものであって、緊急時等の異常事態時には適用されない規定である（反論②）。

（イ）反論①の誤り

しかし 1 0 0 m S v 以下の低線量被ばくであっても、多数の疫学的調査によって、人体への影響が疫学的に実証されており、反論①が誤りであることが実証されていることは明らかである。

（ウ）反論②の誤り

①反論は、I C R P 2 0 0 7 年勧告を根拠に挙げているが、これが同勧告の誤用であることは、同勧告自体から明らかである。

②仮に同勧告の誤用でないとしても、同勧告が我が国の国内法に優先するという論理が正当化されない限り、無意味な反論となるところ、同勧告が国内法に優先するということは、我が国の法体系上あり得ない暴論であることは、言うまでもないことである。

③加えて、同告示が、I C R P 1 9 9 0 年勧告の国内法への導入とし定められたものであるところ、同勧告は放射線の防護体系を「行為」と「介入」とに分類した上で、「行為」上の防護として公衆の線量限度を実効線量 $1 \text{ mSv} / \text{y}$ と定めて、平時とか異常時とかにかかわらない許容値としているのであって、告示もこの「行為」にかかる勧告部分を国内法に導入し、「加入」にかかる部分は導入していないことが、同勧告の国内法への導入を審議した放射線審議会の答申によても、明らかにされている。

④そして、現に、同告示の適用を平常時に限定するかのような規定は、一切設けられていないことも、全法令を検討すれば直ちに明らかになることである。

（3）1 0 0 ミリシーベルト以下の低線量の放射線被ばくによる健康への影響が実

証されているものではないとの反論（上記1（2）の反論②及び上記1（3）の反論②）が失当であることについて

100ミリシーベルト以下の低線量の放射線被ばくによる健康への影響が、多数の疫学的調査によって実証されていることは、上述とおりであり、失当である（原告第27準備書面第1章第5参照）。

（4）初期の被ばく線量の参考となる緊急時モニタリングが適切に行われているとの反論（上記1（2）の反論③）について

緊急時モニタリングが適切に行われなかつたことは、本準備書面第3章第1の1～2において述べているとおりである。

（5）アナンド・グローバー氏の報告書に関する反論（上記1（3）の反論③～⑤）が失当であることについて

①反論の本旨は、要するに、グローバー氏の報告書による年間1ミリシーベルトの放射線被ばくに対する健康影響への考え方が科学的根拠に乏しいとして、被告国のが「100ミリシーベルト以下の低線量の放射線被ばくによる健康への影響が実証されているものではない」との反論を正当化することにある。

②しかし、100mSv以下の被ばくであっても、多数の疫学的調査によって人体への影響が実証されてきているのであって、反論こそが時代遅れの非科学的な「100mSv以下安全論」に陥っているに過ぎないことは、本準備書面においても、原告の従前の主張を踏まえ、繰り返し述べているところである。

第2 原告第15準備書面（その3）第6章第7（被告国が加害者責任を不間に付すことを目的又は内容とする応急対策等を実施したことについての責任）中の「1 長期避難者への生活支援を災害救助による支援に止めたことについて」及び「2 中間貯蔵施設の設置場所を双葉町等に押し付けたことについて」について

被告国第17準備書面の「第2 原告第15準備書面（その3）に対する反論」中の「2 第6章「第7 被告国が加害者責任を不間に付すこと目的又は内容と

する応急対策等を実施したことについての責任」について」による反論の概要及びそれが失当であることは、以下のとおりである。

1 反論の概要

(1) 原告の主張

①原告は、被告国において、「応急対策としての長期避難者の生活支援を、原子力災害の特殊性・深刻性・継続性に全く適応し得ない災害救助法による支援程度に止めて、本件事故後に、適切に対応するために制定された子ども・被災者支援を意図的に形骸化して殆ど実施していない」として、このような被告国の対応が「違法」である旨主張する（原告第15準備書面（その3）第6章第7の1・85ないし97ページ）。

②また、原告は、被告国による、「中間貯蔵施設を双葉町に設置すること」につき、「違法」である旨主張する（原告第15準備書面（その3）第6章第7の2－97ないし113ページ）。

(2) 被告国の反論

①原告の主張は、被告国がいかなる根拠に基づき、原告の主張する各義務を負うのか不明であること（反論①）に加え、

②当該義務違反により、原告のいかなる権利ないし法律上の利益が侵害されたのかは不明であり（反論②）、当該主張には理由がない。

2 失当

(1) 反論①の被告国の「義務」について

ア 生活支援の「義務」について

（ア）原告は、原告第15準備書面（その3）第6章第7の1・85ないし97ページにおいて、被告国が義務を負う根拠及びその内容を詳述しているのであり、その要点は次のとおりである。

①被告国には、原災法26条1項3号に規定する「被災者の救難、救助その他の

保護に関する事項」として、長期避難者の生活支援を実施する義務があった。

②また、この被告国の支援の義務をさらに具体的に明らかにした子ども・被災者支援法が議員立法で成立していた。同法は1ミリシーベルトの権利性を当然の前提とし、かつ、3条において、被告国がこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任があることを明記しているところであり、加えて、被告国には本件事故につき加害者としての責任があったのであるから、同法を誠実に実施すべき義務があったことは明らかである。

③しかるに被告国は、原子力災害には全く不適な災害救助法に基づく支援しか実施しなかったのであり、原災法及び子ども・被災者支援法の課していた義務に著しく違反し違法であることは明らかである。

(イ) しかるに反論は、原告の上記主張に対する具体的な反論を回避した上で、単に「根拠が不明」と述べるのみであって反論になっておらず、失当である。

イ 中間貯蔵施設設置の「違法」について

(ア) 原告は、原告第15準備書面（その3）第6章第7の2（5）・104ないし107頁において、被告国の「違法」の根拠及びその内容を詳述しているのであり、その要点は次のとおりである。

①そもそも本件事故による汚染土壌等の回収、保管、処分は、本件事故について過失責任を負う被告国及び被告東電の責任であり、土地等の財産を汚染された者には、被告らに対し、所有権に基づき汚染状態の原状回復を求める権利があり、被告らには汚染土壌等の回収による原状回復義務がある。

②また、汚染土壌等の双葉町への搬入、保管は、同町に二次的被害をもたらす加害行為であり、土地等の財産を汚染された者には上記の権利、搬入者等である被告らには上記の義務がある。

③中間貯蔵施設の設置は、被告国が、本件事故後に制定された環境汚染対処特措法に基づき行うものであるが、他人の権利を侵害してまで施設の設置を容認する根拠法とはなり得ないことは言うまでもない。

④「地権者の同意」も、同意していない地権者の権利侵害を正当化し得ないことも自明の理である。

⑤「双葉町等は既に高濃度に汚染されている」「被告東電に対する求償規定」等も被告国の「違法」の阻却事由とはなり得ない

(イ) しかるに反論は、原告の上記主張に対する具体的な反論を回避した上で、単に「根拠が不明」と述べるのみであって反論になっておらず、失当である。

(2) 反論②の「権利侵害」について

ア 生活支援について

原告第15準備書面(その3)第6章第7の1(3)・94~96頁において述べているとおり、原子力災害の被災者には、原災法及び子ども・被災者支援法に基づく支援を受けることができる権利・利益があったのに、かかる権利・利益が著しく侵害されたということである。

イ 中間貯蔵施設について

原告第15準備書面(その3)第6章第7の2(6)・107~113頁において述べているとおり、原告の次の権利を侵害している。

①中間貯蔵施設計画地内に所在する原告の土地の所有権侵害

②一層の長期避難生活を強いられることによる居住権・環境権の侵害

第3 原告第15準備書面(その4)第6章第7(被告国が加害者責任を不間に付することを目的又は内容とする応急対策等を実施したことについての責任)中の「3 被告国(原賠審)が、公衆の線量限度年間1ミリシーベルトの権利性を否定し、かつ、被告東電の無過失責任を前提とした内容の指針を定めたことについて」について

被告国第17準備書面の「第3 原告第15準備書面(その4)に対する反論」による反論の概要及びそれが失当であることは、以下のとおりである。

1 反論の概要

(1) 原告の主張

①原告は、原賠審につき、被告国において、「中立性、公平性を担保し得る特段の措置を講じるべきであったのに、かかる措置を全く講じない内容の原賠審の組織等に関する政令を定め、かつ、文科省にその事務局を担わせることとしたものであり、その違法性は明らかである」として、手続上違法であることを主張するとともに、

②原賠審が被告国による年間20ミリシーベルトを目安として実施された避難指示によらない自主避難者を賠償の対象外とするという「極めて不条理で違法な中間指針等を策定していた」旨を主張する(原告第15準備書面(その4)第6章第7の3・3ないし39ページ)。

(2) 被告国の反論

原告の上記主張には理由がないことは、次のとおりである。

①原告の主張する上記原賠審の手続上の違法については、そもそも、原告のいかなる権利ないし法律上の利益が侵害されたのか不明である(反論①)。

②また、個別事情に基づく主張立証がなされない限り、中間指針等において目安として示された慰謝料額が十分であることについては、被告国第13準備書面第7(48ないし52ページ)において主張したとおりである(反論②)。

2 失当・・加害者による加害者のための賠償指針

(1) 反論①について

①原告は、原告第15準備書面(その4)において、原賠審が定めた中間指針の違法性を、手続面と内容面の両面から、具体的な根拠を挙げて、加害者による加害者のための賠償指針となっていることを主張し、かつ、被告東電準備書面(3)による多面的な反論に対し、それが失当である理由を証拠に基づいて詳述しているところである。

②しかるに反論は、単に、原告のいかなる権利利益が侵害されたのか不明であるとする自明の事由を挙げるのみで、違法性の具体的指摘点については何ら反論していない。これは、原告が主張する違法性の根拠を否定し得ないことによるものと解する

のが相当である。

③なお、被告国（原賠審）が違法な中間指針を定めたことにより、原告は、損害賠償請求権が違法に侵害されているとして、訴訟提起せざるを得ないこととなったものであり、その財産的、精神的損害は甚大である。

（2）反論②について

①反論は、中間指針の内容が十分なものであることは被告国第13準備書面第7(48ないし52ページ)において主張したとおりであるとしている。

②しかし、被告国の同準備書面における主張は、100mSv以下の被ばくによる健康影響が科学的に証明されていないということを前提とするものであり、かつ、それが正に科学的に誤った前提であることは、原告第25準備書面において、従前の主張を全面的に踏まえて明らかにしているところであり、かつ、被告国は、かかる前提が誤りであるとする原告の具体的な主張に対しては一切反論せず、単に誤った前提を繰り返し主張しているに過ぎないのであり、失当である。

(まとめ) ・・被告国の反論の総括的な評価

1 被告国の反論の要旨

本準備書面において挙げた被告国の反論は、まず、原告の主張する「被ばくしない（させられない）権利」を否定し、かつ、被告国の避難範囲の決定は、避難範囲の判断基準として合理性を有する E P Z に基づき適切になされているとして、被告国の原子力災害対策の責任を全面的に否定しようとしていることである。

2 被告国の上記反論が全て失当であること

（1）原告の主張する「被ばくしない（させられない）権利」を否定することによって、被告国の原子力災害対策の責任を全面的に否定しようとしていることについて
ア 本準備書面において挙げた被告国の反論は、原告の主張する「被ばくしない（させられない）権利」を、次の事由を根拠として、否定しようとするものである。

① 1 0 0 m S v 以下についての「被ばく安全神話」： 1 0 0 m S v 以下の被ばくの人体への影響は実証されておらず、LNT仮説は実証されていない単なる仮説に過ぎない。

②法令解釈の基本に反する解釈：炉規法に基づく一般公衆の線量限度を 1 m S v / y と定めた告示の適用を、ICRP2007年勧告を根拠に、緊急時状況等には適用されないと、法令解釈の基本に反する解釈

イ そして、被告国は、原告の主張する「被ばくしない（させられない）権利」を上記のとおり否定することによって、その原子力災害対策上の責任を、次のとおり、否定しようとしていることである。

①避難範囲を被ばく量 1 0 0 m S v 以下の範囲内であれば、人体への影響は無視しても構わない程度に過ぎず、かつ、告示の適用もないで、被告国は、如何なる数値を基準に避難範囲を判断しても非合理性とは言えない。

②合同対策協議会を無視したこと、避難範囲の決定が適切になされている以上、国民の権利や法律上保護される利益を侵害したことにはならない。

③安定ヨウ素剤の服用を指示しなかったことも、避難範囲の決定が適切になされているので、実害はなかった。

④その他諸々の原子力災害対策上の誤りとして原告が主張する事項についても、避難範囲の決定が適切である以上、何ら国民の権利ないし法律上保護される利益を侵害したことにはならず、問題とはならない。

ウ しかし、被告国のかかる反論が完全に破綻していることは、本準備書面の冒頭において述べたとおり、原告第25準備書面において、被ばくに関する原告の従前の主張を「被ばくしない（させられない）権利」（人格権）並びにこの権利の科学的根拠である放射線の人体への影響（LNTモデル）及びこの権利を制限する許容値（告示）という観点から整理、補充して詳述しているところにより明らかで在り、かつ、この原告第25準備書面を踏まえた上で本準備書面において述べているところにより、明らかである。

（2）被告国の避難範囲の決定は、避難範囲の判断基準として合理性を有するEPZに基づき適切になされているとして、被告国の原子力災害対策の責任を全面的に否定しようとしていることについて

EPZが、一般公衆の線量限度 1 mSv/y を無視したものであり、かつ、本件原子力災害のような甚大な事故を想定したものではなく、その避難範囲の判断基準としては全く役に立たない非合理なものとなっていたのであって、かかる反論が失当であることは、本準備書面の次の項目において詳述しているところにより、明らかである。

- ①第1章第2の2・事前準備段階
- ②第2章第2の2（2）及び同（3）・第1期
- ③第3章第2の2（1）・第2期

以上